地方独立行政法人の業務実績の評価に関する基本的な考え方(素案)

1 評価の目的

- (1) 評価を通じて法人の業務運営の質の向上・効率化に資する。
- (2) 法人の業務運営状況を分かりやすく示し、県民への説明責任を果たす。
- (3) 中期目標の達成に向け、中期計画の進行状況を確認する。(事業年度評価)

2 評価にあたっての留意点

- (1) 透明性のある評価とすること。
- (2) 法人の状況を社会一般に分かりやすく示す評価とすること。
- (3) 法人や評価委員会にとって過重な負担とならないよう、効率的な評価とすること。

3 評価の種類

(1) 事業年度評価(法第28条)

各事業年度における年度計画の実施状況を調査・分析し、当該事業年度 における業務実績について評定を行う。

(2) 中期目標期間評価(法第30条)

中期目標期間終了時において、中期目標に照らして、中期計画の達成状況を調査・分析し、中期目標期間における業務実績全体について、総合的な評定を行う。

4 評価の流れ

3月	年度終了	事業年度の終了
4月	~ 評価準備	業務実績報告書(自己評価)、財務諸表の作成
6月		(6月末)業務実績報告書、財務諸表を提出
7月	評価	業務実績、財務諸表の検証(ヒアリング実施等)
~ 8月		評価結果作成
9月	報告・公表	評価結果の通知 → 議会報告
		財務諸表の承認

5 評価の方法

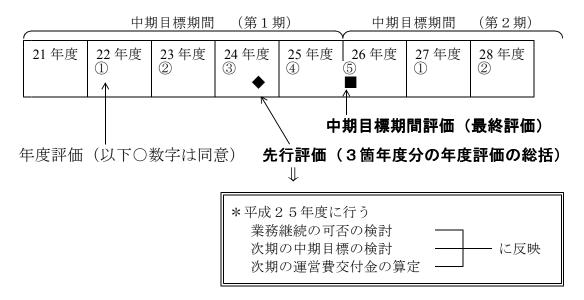
評価の目的を効果的、効率的に達成するため、<u>法人の自己評価の結果を</u> 活用する間接評価の手法により行う。

6 評価結果(案)に対する法人の意見申出の機会の付与

評価委員会は、評価の決定前に、その案を法人に示し、意見申出の機会を 設ける。

7 先行評価の実施

法人の業務を継続させるか否かの検討等に評価結果を適切に反映させるため、平成24年度に「先行評価」(3箇年度分の年度評価の総括)を行う。



8 その他

評価方法等については、常に改善を図り、より良い評価制度の構築に向けて、必要に応じ、随時、見直しを行うこととする。